

船舶事故等調査報告書

平成23年6月30日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011横第8号	
事故等種類	運航阻害	
発生日時	平成23年1月1日（土、祝日） 00時10分ごろ	
発生場所	千葉県鋸南町保田漁港西北西方沖 保田港防波堤灯台から真方位272° 1,650m付近 （概位 北緯35° 08.0′ 東経139° 49.1′）	
事故等調査の経過	平成23年1月14日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	ヨット しおかぜVIペンゴ、5トン未満（長さ6.60m）	
船舶番号、船舶所有者等	251-8150千葉、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	なし	
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、機走により神奈川県三浦市剣埼東方沖を南進していたとき、西風が強まってきたので、保田漁港に入港しようとして北東進中、平成23年1月1日00時10分ごろ、同漁港沖に設置された定置漁業施設に進入し、舵とバラストキールの間に同施設固定用ワイヤが挟まり航行不能となった。</p> <p>本船は、07時ごろ定置漁業施設の作業に来た漁船に救助された。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 西、風力 6、視界 良好</p> <p>海象：波高 約4～6m</p>	
その他の事項	<p>船長は、保田漁港への入港経験が多くあり、同漁港沖には定置漁業施設が設置されていることを知っており、本インシデント発生当時、同施設に設置された標識灯の灯火を探していたが、発見できなかった。</p> <p>本船は、GPSプロッター及びレーダーの装備がなく、船長は、船位が緯度及び経度で表示される携帯用GPSを所有していたが、強風下での操船のために余裕がなく、得られた緯度及び経度を海図に記入して船位の確認を行うことができなかった。</p> <p>船長及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、保田漁港西北西方沖を北東進中、船長が、強風により操船に余裕がなく、携帯用GPSに表示された緯度及び経度を海図に記入して船位の確認を行うことができなかったことから、定置漁業施設に進入し、舵とバラストキールの間に同施設固定用ワイヤが挟まり、航行不能となったものと考えられる。</p>

原因	本インシデントは、夜間、本船が、保田漁港西北西方沖を北東進中、船長が、強風により操船に余裕がなく、船位の確認を行うことができなかったため、定置漁業施設に進入し、舵とバラストキールの間と同施設固定用ワイヤが挟まったことにより発生したものと考えられる。
----	--